

伯耆町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

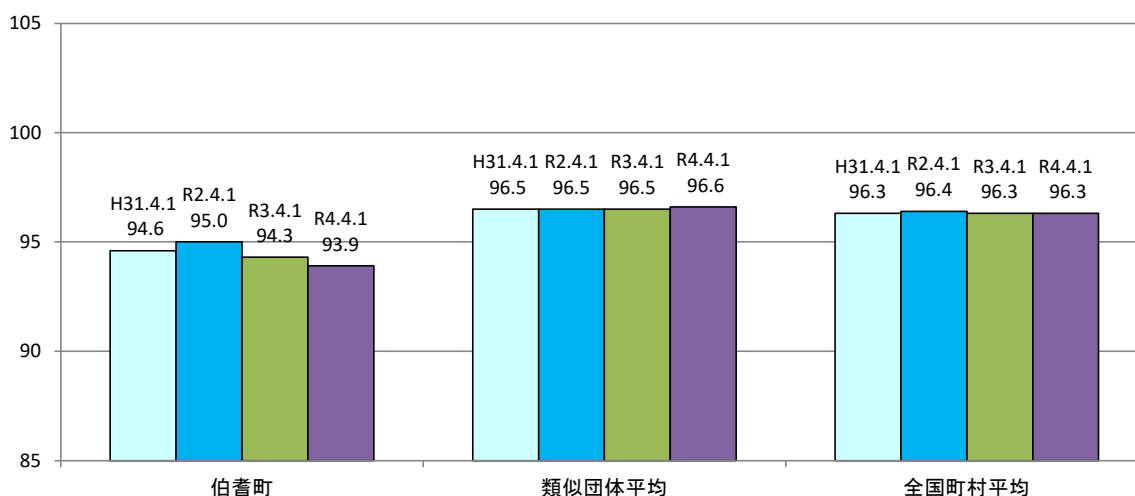
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	10,553人	7,834,799千円	321,400千円	1,516,786千円	19.4%	17.5%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体町村型 Ⅲ-②平均一人当たり 給与費(千円)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和3年度	134人	468,558千円	68,765千円	187,940千円	725,263千円	5,412千円	5,647千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.36%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準0%に対し、伯耆町においても0%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伯耆町	44.5 歳	323,500円	379,700円	345,500円
鳥取県	43.2 歳	318,873円	399,312円	344,365円
国	42.7 歳	323,711円	-	405,049円
類似団体	41.6 歳	305,574円	356,814円	331,124円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
伯耆町	59.9 歳	2 人	*	*	*	-	-	-	-
うち学校給食員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち自動車運転手	*	1人	*	*	*	-	-	-	-
その他	*	1人	*	*	*	-	-	-	-
鳥取県	53.8 歳	84 人	308,050円	336,265円	319,600円	-	-	-	-
国	51.1 歳	2,114 人	286,570円	-	328,416円	-	-	-	-
類似団体	50.2 歳	5 人	290,307円	314,270円	300,377円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伯耆町	*	-	-
うち学校給食員	-	-	-
うち自動車運転手	*	-	-
その他	*	-	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1名又は2名の場合は「*」とし、その他数値がない欄については、「-」とする。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分	伯耆町	鳥取県	国	
一般行政職	大学卒	182,200 円	186,400 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	152,000 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	147,500 円	-
	中学卒	139,900 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

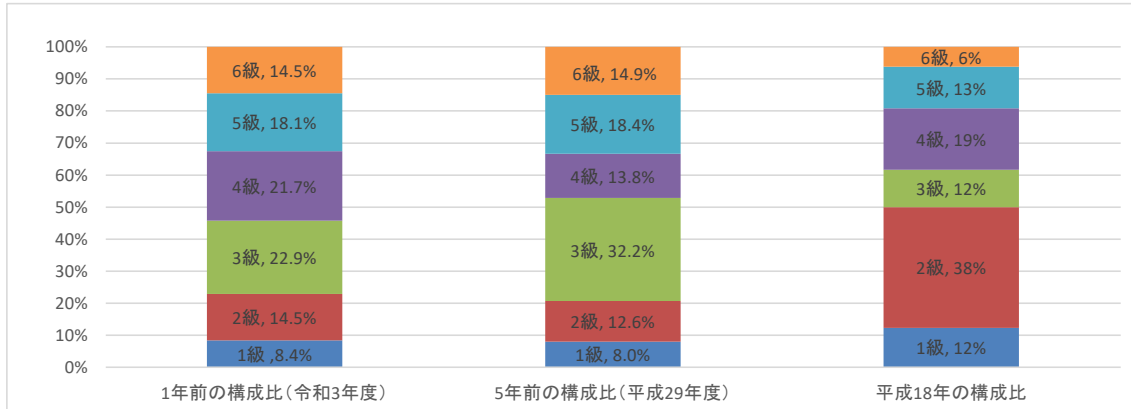
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	244,200 円	344,200 円	369,300 円	390,000 円
	高校卒	- 円	* 円	342,500 円	379,700 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

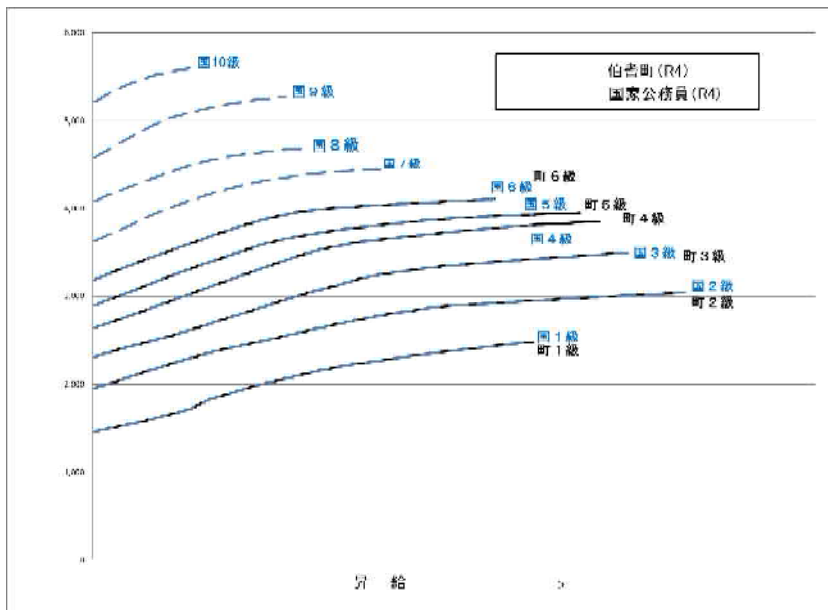
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、土木技師、保育士、保健師	9人	11.1%	146,100円	247,600円
2級	主任、主任保育士、主任保健師、主任管理栄養士	8人	9.9%	195,500円	304,200円
3級	主幹、主幹保育士、主幹保健師	19人	23.5%	231,500円	350,000円
4級	副室長、副所長及び副館長	19人	23.5%	264,200円	385,200円
5級	室長、所長、館長及び参事	15人	18.5%	289,700円	395,000円
6級	課長、議会事務局長、教育次長、会計管理者	11人	13.6%	319,200円	410,200円

- (注) 1 伯耆町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伯耆町	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,471 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,421 千円	-
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45 月分)(0.90 月分)	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.31 月分)(0.79 月分)	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45 月分)(0.90 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率		○		○
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

伯耆町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 13,395 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職事由にかかわらず令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	14 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	3,500 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度決算)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	6			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税事務従事職員手当	町税滞納処分事務 町税滞納徴収事務職員	町税滞納処分事務 町税滞納徴収事務	0 千円 16 千円	日額 1,000 円 日額 500 円 ※1
感染症防疫作業従事職員手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業	0 千円	日額 500 円
有毒農業散布作業従事職員手当	有毒農業散布作業従事職員	有毒農業散布作業	0 千円	日額 500 円
用地取得等折衝業務従事職員手当	用地取得等折衝業務従事職員	用地取得等折衝業務	0 千円	日額 500 円
公害業務従事職員手当	公害業務従事職員	公害業務	0 千円	日額 500 円
行路病人及び死亡取扱従事職員手当	行路病人及び死亡取扱従事職員	行路病人及び死亡取扱	0 千円	1件 1,000 円以内

※1…1日2時間を超えて従事した場合

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	22,711 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	223 千円
支給実績(令和2年度決算)	17,628 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	163 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者	月額 6,500 円	同じ		13,243 千円	245,241 円
	子	月額 10,000 円				
	上記以外の扶養親族	月額 6,500 円				
	最初の4月1日から22歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子	ひとりにつき 5,000 円加算				
住居手当	借家等居住者 家賃の額に応じ、月額28,000円を限度に支給		同じ		3,604 千円	300,333 円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居して単身で生活する職員に支給 職員住居と配偶者等住居との交通距離に応じ月額30,000円～70,000円を支給		異なる	国の上限 100,000円	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃の額に応じ、月額55,000円を限度に支給		同じ		7,602 千円	70,391 円
	自動車等使用者 通勤距離の応じ2,000円～31,600円を支給					
管理職手当	管理又は監督の地位の職員(管理職員)に支給 課長、教育次長、議会議務局長、会計管理者、参事監及び相当高度な知識又は経験を有する所長		異なる	国の手当額 (俸給の特別調整額) 49,600円 ～130,300円	13,080 千円	373,714 円
		35,000 円				
		室長、事務局長、所長及び館長 30,000 円				
		参事 20,000 円				

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料	町	長	810,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円/ 550,000 円	
		副町長	648,000 円 (- 円)	680,000 円/ 476,000 円	
	教育	長	607,500 円 (- 円)	- 円/ - 円	
報酬	議	長	308,000 円 (- 円)	408,000 円/ 218,000 円	
		副議長	222,000 円 (- 円)	340,000 円/ 174,000 円	
	議員	議員	208,000 円 (- 円)	320,000 円/ 155,000 円	
期末手当	町	長	(令和3年度支給割合)		
		副町長	3.35 月分	加算 20%	
	教育	長	(令和3年度支給割合)		
		副議長	3.35 月分	加算 20%	
退職手当	町	長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		副町長	給料月額×年数×5	16,200千円	任期毎
		教育長	給料月額×年数×2.8	7,258千円	任期毎
		教育長	給料月額×年数×2.2	4,010千円	任期毎
備考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込。

6 職員数の状況

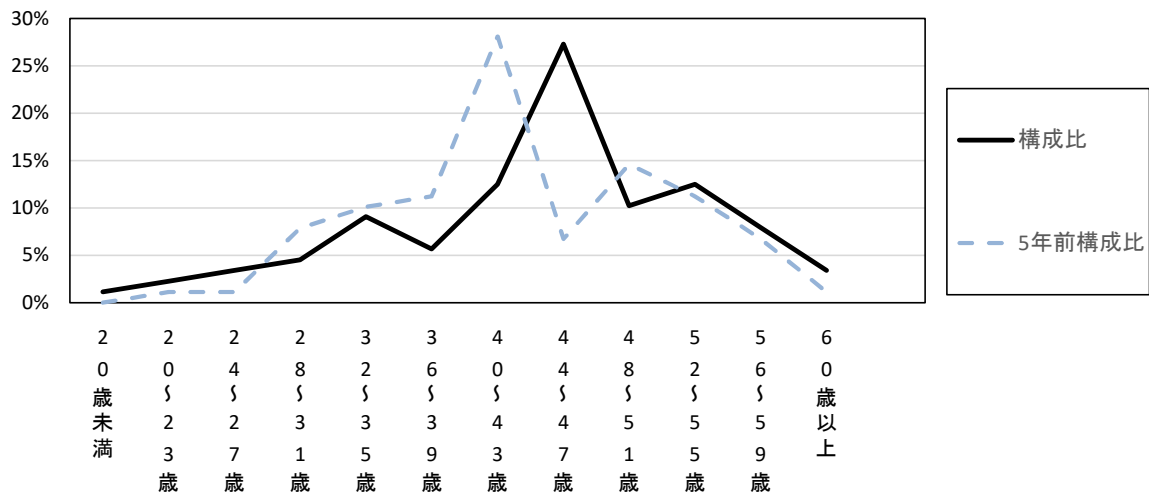
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	教育部門増員のため
		総 務	26	25	△ 1	
		税 務	4	4	0	
		農林水産	9	9	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	4	4	0	
		民 生	48	48	0	
	衛 生	10	10	0		
	計	105	104	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.55 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 87.57 人)	
	教育部門	18	19	1		
小 計	123	123	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.6 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 105.78 人)		
公営企業等会計	水 道	1	1	0		
	下 水 道	4	4	0		
	其 他	6	6	0		
小 計	11	11	0			
合 計		134	134	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.0 人	
		[148]	[148]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(一般行政職 令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0	3	4	5	2	8	9	14	20	6	10	3	84

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	54	51	49	48	47	46	-8	(-14.8 %)
教育	21	20	18	18	18	19	-2	(-9.5 %)
普通会計	134	130	129	130	123	123	-11	(-8.2 %)
公営企業等会計	12	12	12	12	11	11	-1	(-8.3 %)
総合計	146	142	141	142	134	134	-12	(-8.2 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数